

地方消費税交付金（引き上げ分）の財源充前一覧表

消費税が平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、引き上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化するとともに明示するよう総務省から通知（平成26年1月24日付）がありました。

その用途の範囲については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされていることから、下記のとおり充当いたしました。

（単位：千円）

款	項	事業費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	うち引き上げ分の 地方消費税交付金
民生費	社会福祉費	23,308,358	9,442,439	13,865,919	1,162,223
	老人福祉費	7,609,015	1,325,677	6,283,338	516,323
	児童福祉費	38,316,724	20,418,638	17,898,086	1,423,329
	生活保護費	22,122,701	15,962,867	6,159,834	462,961
	災害救助費	7	1	6	0
衛生費	保健衛生費	7,856,069	599,180	7,256,889	489,124
教育費	教育総務費	3,382,737	1,038,850	2,343,887	35,781
	幼稚園費	132,065	14,150	117,915	10,259
合計		102,727,676	48,801,802	53,925,874	4,100,000